

平成 20 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 き も と
(略称 K I M O T O)
(U R L <http://www.kimoto.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 丸山良克
(コード番号 7 9 0 8 東証第一部)
問合せ先 総務部長 松山弘司
(T E L 0 3 - 3 3 5 0 - 4 7 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、本年 6 月 27 日開催予定の第 48 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値または株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

そもそも、当社が構築してきた企業価値または株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業価値の源泉である、①市場の急速な変化を先取りできる独創的な技術開発力、②多様な顧客に満足いただける製品を生み出す先進的な製造技術と高度な品質保証体制、③高品位な製品を適時に創り上げるための高い技術力を有する「プロ集団」たる従業員の存在、④常に最高の製品、商品およびサービスを

ともに創り上げていく顧客・取引先との切磋琢磨する関係が必要不可欠です。当社株券等の大量買付行為を行う者により、これら当社の企業価値の源泉が中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されることになります。

また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際に、当社株主の皆様が上記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社の企業価値を構成する要素等を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値または株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに判断する必要があります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本日開催の当社取締役会において決議した当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があると考えております。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付行為について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、また当社株主の皆様がかかる大量買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な時間を確保すること等を可能とする、当社の企業価値または株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを構築することが必要不可欠であると判断いたしました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上を目的に、本日開催の取締役会において、「当社が発行する株券等の大量買付行為に関する具体的な対応策」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を、本定時株主総会にお諮りすることといたしました。

本定款変更は、これを受け、当社株主総会において本対応方針を導入、変更または廃止することができるとする旨の規定を、当社定款第 16 条の 2 に新設するものがあります。また、本対応方針の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会決議のみをもって決定することができる（会社法第 278 条第 3 項本文）ことに加え、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議によっても決定することができる旨の規定を、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、当社定款第 16 条第 3 項に新設するものであります。

(注) 本対応方針については、本日付けで別途開示しております「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」をご参照下さい。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(決議の方法) 第 16 条 (省略) 2 (省略) ＜新設＞	(決議の方法) 第 16 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議により決定する。</u>
＜新設＞	<u>(株券等の大量買付行為に関する対応策)</u> <u>第 16 条の 2 当会社は、企業価値または株主共同の利益を確保・向上させるために定める当会社の株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（第 4 項に定めるものをいい、以下「本対応方針」という。）について、株主総会の決議により定めることができる。</u> 2 <u>当会社は、本対応方針の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u> <u>(1)本対応方針に定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。</u> <u>(2)当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得</u>

	<u>し、これと引き換えに当会 社の株式を交付することが できること。</u> 3 <u>当会社は、本対応方針の有効期 間満了前であっても、株主総会 または取締役会のいずれかの 決議によって本対応方針を廃 止、変更することができる。</u> 4 <u>本対応方針とは、当会社が資金 調達などの事業目的を主要な 目的とせず新株または新株 予約権の発行を行うこと等に より当会社に対する買収の実 現を困難にする方策のうち、当 会社の企業価値または株主共 同の利益を損なうおそれのあ る者による当会社の株券等の 大量買付またはその提案がな される前に策定されるものを いう。</u>
--	---

(注) 上記定款変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ですが、本定時株主総会に上程する際には、上記の内容に加え、上記以外の変更を含む定款変更案を上程する場合があります。かかる場合には、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。また、上記の定款変更案の文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上